

消 防 体 制

指揮隊、消防隊等の部隊は、火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため、訓練により技術の練磨を重ねるとともに、科学的知識の習得にも努め、災害の発生に備えています。

部隊の出動は、災害の種別と状況に応じて、あらかじめ出動する部隊数を計画し、災害現場の近くにいる部隊をコンピュータが瞬時に選定して出動させることにより、現場へ到着する時間の短縮を図るとともに、出動した部隊は災害現場において、装備を最大限に活用して、人命救助、消火、延焼防止など、被害軽減のため迅速、的確な防御活動を展開しています。また、災害の規模や状況により、消防航空機隊を出動させ、地上の部隊への情報提供を行うとともに、総合的な指揮機能をもつ本部指揮隊と高度な救助能力を持つ本部救助隊を出動させ、大規模災害や特殊災害発生時における的確な情報処理や指揮統制を行うなど、防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

■ 災害出動計画

出動計画		出 動 部 隊 数 等							対 象 災 害 等	
		出動区分	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	航空機隊	累 計		
火 災 出 動 計 画	基準建物火災出動計画	第1出動	3	6	1	1		11	建物火災については、一般的な住宅等と4階建以上の中高層建物に区分し、それぞれの燃焼規模、延焼危険及び人命危険等に応じて、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動		5	2		1	19		
		第3出動	1	5				25		
	中高層建物火災出動計画	第1出動	3	6	2	1		12		
		第2出動	1	6	1		1	21		
		第3出動		5				26		
	危険物火災出動計画	第1出動	3	11	3	1		18		消防法で定める危険物を運搬する車両や、危険物を貯蔵し、又は取り扱う一定規模以上の施設で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5	1	1	1	27		
		第3出動		5				32		
	地下火災出動計画	第1出動	3	9	3	1		16	地下鉄構内や地下駐車場等の地下空間で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動	2	6	1	1		26		
		第3出動		5		1		32		
	林野火災出動計画	第1出動	1	3・4			1	5・6	林野火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動	1	6・7	1			13・15		
第3出動		1	6・8	1			21・25			
特別消防対象物出動計画	計画部隊数							病院、百貨店等の人命危険の高い対象物や文化財対象物等の火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第4の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。		
名神高速道路等火災出動計画	計画部隊数							名神高速道路等の高速道路上で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。		
その他の火災出動計画	状況に応じた必要部隊数							火災とまぎらわしい通報の受信や煙の発見若しくは火災等の発生が予測される場合又は車両等の火災の場合に、その状況に応じて必要な部隊を出動させる。		
救 急 救 助 出 動 計 画	救 急 通 常 出 動 計 画	1隊							救急隊1隊で対応が可能な救急事故に対して、災害現場付近にいる救急隊を選定し、出動させる。	
	救 急 特 命 出 動 計 画	状況に応じた必要部隊数							複数の救急隊による対応又は救急隊と救急隊以外の部隊との協同活動が必要な救急事故に対して、災害現場付近にいる必要な部隊を選定し、出動させる。	
	救 助 特 命 出 動 計 画	状況に応じた必要部隊数							救助事故に対して、現場付近にいる部隊から、救助隊等の必要な部隊を選定し、出動させる。	
	集団救急救助出動計画	第1出動	3	4	3	7	1	18	重症者を含む5名以上の傷病者が発生又は発生するおそれがある集団事故に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。	
		第2出動	1	5		6		30		
		第3出動		4	1	5		40		
	名 神 高 速 道 路 等 救 急 救 助 出 動 計 画	計画部隊数							名神高速道路等の高速道路上で発生した救急事故又は救助事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。	
	名 神 高 速 道 路 等 集 団 救 急 救 助 出 動 計 画	計画部隊数							名神高速道路等の高速道路上で発生した重症者を含む5名以上の傷病者を伴う集団事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。	
特 殊 災 害 出 動 計 画	第1出動	4	10	4	2		20	放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊（特殊災害対策車等の計画部隊を含む。）から計画数を選定し、出動させる。		
	第2出動	1	7	1	2	1	32			
	第3出動	1	5		2		40			
名 神 高 速 道 路 等 ト ン ネ ル 特 殊 災 害 出 動 計 画	計画部隊数							名神高速道路等のトンネル内において発生した火災等の災害に対して、第1～第3又は第4の出動区分で計画部隊を出動させる。		
その他の災害出動計画	状況に応じた必要部隊数							都市ガス等の漏洩、消防法で定める危険物の流出、水害等の災害に対して、その状況に応じて必要な部隊を選定し、出動させる。		

※名神高速道路等とは、名神高速道路、京滋バイパス、第二京阪道路、京都縦貫自動車道及び阪神高速8号京都線をいう。

消防警備計画と特殊災害対策等

■ 消防警備計画

大規模な伝統行事、祭典、スポーツ行事その他の集団的行事、又は広範囲に及ぶ道路の通行止などに伴う活動障害が予測される場合、さらには、特異な連続放火等の事案に対処するために樹立する計画です。

■ 特殊災害対策等

● 特殊災害対策

危険物施設やタンクローリーなどの危険物災害、地下鉄や地下駐車場などの地下災害、放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害は、広範化・特殊化が進み、災害防御活動を一層困難にしています。これらの災害に対しては、各種の分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置、赤外分光法による危険物質同定装置）等を装備した特殊災害対策車、有害ガスを除去する大型ファンを装備した特別高度工作車、化学防護服等を装備した化学車、救助工作車及び消防車を出動させる体制を構築しています。また、各種の情報処理機能（映像伝送装置、衛星携帯電話など）等を有する災害現場指揮支援車を出動させ、関係機関との連携の充実と現場指揮支援の強化を図っています。



特殊災害対策車

● 集団救急救助事故対策

列車・バス等の大量輸送機関の事故、危険物・ガス等の漏えいや爆発、大規模工作物の倒壊などの災害で、応急救護拠点を早期に開設することを主目的とする高度救急救護車を導入するなど、局地的に多数の傷病者が発生した場合の対策強化を図っています。

● 中高層建築警備対策

中高層建築物には、濃煙や高熱の充満、避難に長時間を要する等の困難性があるため、防御要領の作成、警防訓練の実施や装備の充実を図っています。

● 文化財警備対策

国宝建造物や世界文化遺産の建造物を特別消防対象物に指定するとともに、美術工芸品の搬出については、文化財セーフティカードや文化財タグを活用した活動要領を作成しています。

■ 火災防御活動資料

木造建物密集地域や消防水利が不便な地域など、火災防御活動等の困難性が予測される地域については、警防調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、指揮要領、放水隊形等の火災防御活動資料を樹立し、これに基づく水利選定や活動要領の図上訓練を実施することにより、迅速、的確な火災防御活動の推進に努めています。

	木造建物密集地域	水利不便地等	計
策定数	2 4 7	1 5 4	4 0 1

消防水利

消火栓や防火水槽などの消防水利は、市内に 28,770 基設置（平成 30 年 4 月 1 日）されており、あらゆる地域に対して消火活動が行える体制を整備しています。

特に、震災時に必要となる消防水利については、地域ごとの水利必要量を算定し、震災消防水利整備計画を策定して計画的な設置を進めています。この計画では、年次計画により耐震型防火水槽・防火井戸の設置を進めるとともに、京都市防災水利構想に基づき関係部局との協調を進めることにより、効率的な水利の開発、設置を行っています。これらの水利に対しては、消防車等による水利調査や点検を定期的に行い、適切な保全に努めています。

市内の消防水利数はこちら（年報）

障害排除対策

駐車等による消防水利の障害、緊急出動中の消防車等に対する避讓義務違反、消防警戒区域内への立入りなど消防活動上の障害排除については、消防隊員等による現地指導、消防車等による巡回パトロール、関係機関との合同パトロール、防火講習会等を通じての市民啓発、消防水利標識の整備を行うほか、火災等の発生に際しては警戒整理班の出動等、積極的な障害排除対策に取り組んでいます。

消防活動体制

■ 災害時の消防活動体制

● 災害活動組織

平常時から災害に対する消防活動体制を確保するため、災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を、また、消防署に局警防本部の統制の下に管轄区域内の災害活動全般を統括する署警防本部を設置するとともに、局警防本部及び署警防本部にそれぞれ災害活動を実施する消防隊等の部隊を配置しています。

● 活動態勢

災害活動組織は、小規模な災害から大規模な災害まで対応できるよう、局警防本部及び署警防本部の活動態勢について、平常時の活動態勢から消防の総力による活動態勢までを、災害の規模、態様に応じて逐次、増強することとしています。

なお、人員等を増強する必要があるときは、勤務時間外の職員の非常召集を実施することとしています。

■ 震災時の消防活動体制

震災時には、同時火災の多発、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者の発生など、膨大な消防活動が予想されることから、震災に対する特別な警防態勢の基準として京都市消防震災警防規程を定め、地震発生時には直ちに震災警防態勢を発令し、即応することとしています。

震災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
初動震災警防態勢	市域に震度 4 の地震が発生した旨の気象庁発表があったときに発令し、その時に勤務する全職員により、初期の活動態勢を確保する。
第 1 号震災警防態勢	初動震災警防態勢時に震災が発生し、局本部長が第 1 号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員・団員（各々一部）を召集し、部隊等の増強を図る。
第 2 号震災警防態勢	初動震災警防態勢又は第 1 号震災警防態勢時において震災が発生し、局本部長が第 2 号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員（局 1/2、署 1/3）・団員（1/2）を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第 3 号震災警防態勢	市域に震度 5 弱以上の地震が発生した旨の気象庁発表があったとき又は初動震災警防態勢、第 1 号震災警防態勢又は第 2 号震災警防態勢時に震災が発生し、局本部長が第 3 号震災警防態勢による対処が必要であると認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- 消防ヘリコプター及び消防バイクの運用
- 高所カメラ（京都ホテルオークラ，比叡山，小塩山，東部山間，周山，京都市消防活動総合センター）及び災害情報画像伝送システムの運用
- 大規模災害情報共有システム及び即時災害情報収集システムの運用
- 無線中継車及び震災対応型司令車の運用

平常時の地震災害に向けた取組

- 震災警防訓練の実施
- 耐震型防火水槽等の設置
- 防災水利構想に基づく，震災時における消防水利の整備に向けた取組

■ 水災時の消防活動体制

水災に対応するために敷く特別な警防態勢の基準として，京都市消防水災警防規程を定め，水災規模に応じた水災警防態勢を発令し，対処します。

水災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
水災警戒警防体制	気象庁が市域に大雨又は洪水に関する気象注意報を発表したときに発令し，平常の警防態勢で対処する。
第1号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨，洪水又は暴風に関する気象警報を発表し，局本部長が必要と認めたときに発令し，職員・団員（各々一部）を召集し，部隊等の増強を図る。
第2号水災警防態勢	市域において局地的に水災が発生し，拡大するおそれがある場合で，局本部長が必要と認めたときに発令し，職員（局 1/2，署 1/3）・団員（1/2）を召集し，警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第3号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨又は暴風に関する気象特別警報を発表し，局本部長が必要と認めたとき又は市域における水災の状況等から，局本部長が必要と認めたときに発令し，職員・団員を全員召集し，消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- 都市型水害対策車の運用
- 災害現場に対応した水防工法等の実施
- 気象状況等水災活動に必要な情報収集活動
- 大規模災害情報共有システムの運用
- 人命の救出救護等の水災活動
- 関係機関との連携

平常時の水災害に向けた取組

- 水防用器材等の点検整備
- 水災害対応訓練施設を活用した訓練の実施等



多目的ローダー及び都市型水害対策車

支援体制

支援体制には、平常時の活動支援と大規模災害時の後方支援があり、これらの役割は京都市消防活動総合センターが担っています。同センターでは、平常時においては災害現場指揮支援車、空気充填照明車、大型除染システム車などによる活動支援や消防車両の点検整備、活動器材の備蓄などを行い、地震などの大規模災害時には支援車Ⅰ型、資器材搬送車、燃料補給車などが出動し、活動器材や燃料の補給をはじめとする、様々な活動支援を行います。

応援体制

■ 隣接市町との相互応援

本市に隣接する 11 の市町との間では、消防相互応援協定を締結し、火災や救急・救助事故が発生したときには、必要に応じて消防隊等を出動させ、お互いに応援し合うことになっています。

■ 京都府内全市町村との相互応援

大規模な火災、地震や台風などによる大規模災害のほか、特殊な消防活動を要する災害等が発生した場合は、隣接する市町村による応援よりも、更に広い地域からの応援が必要となります。そこで、京都府内の全ての市町村と消防一部事務組合の間において、消防相互応援協定を締結しています。

■ 近隣の大都市間の相互応援

大地震などでも同時に被害を受ける可能性が少なく、また、都市が持つ災害危険なども共通するところがあることから、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市と本市の間において、災害防御活動全般にわたる消防相互応援協定を締結しています。

■ 消防広域応援体制

全国の消防機関相互による援助体制として、平成 7 年に緊急消防援助隊が発足し、市町村、都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用が図られており、本市でも緊急消防援助隊に登録し、必要な部隊の派遣体制を整えています。

[緊急消防援助隊の派遣状況はこちら](#)

受援体制

地震等の大規模災害時には、近隣府県から緊急消防援助隊が京都市に応援出動してきます。これら緊急消防援助隊だけでなく、様々な協定に基づく応援部隊を集結させ、受け入れる一大拠点が京都市消防活動総合センターです。同センター内の消防学校本館 4 階の作戦情報室には、消防局の指揮命令の中核である消防指令センターに直結した情報通信ネットワーク端末機を備えており、ここに受援本部を設置し、応援部隊の管理や効果的な部隊運用を行います。また、同センターの後方支援機能をいかして、活動に必要な資器材や燃料の補給、車両や器材の緊急修繕等を行い、長期にわたる災害活動を支えます。



東日本大震災時に緊急消防援助隊「四国隊」及び「九州隊」の現地へ向かう中継地点として使用

救 急 体 制

京都市消防局では、市内の全救急隊に救急救命士を配置し、メディカルコントロール体制(医師による医学的な観点から、救急救命士等が行う救命処置等の質の確保及び評価を行い、更なる救命効果の向上を図るための体制)の下、救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

■ 救急救命士

救急救命士は、心肺機能停止状態の傷病者に対し、医師の包括的指示下での自動体外式除細動器による除細動、医師の具体的指示の下に行う静脈路確保のための輸液、器具(食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブ)を使用した気道の確保及び薬剤投与など、高度な救急救命処置を行うことができます。

京都市消防局では、平成5年7月から救急救命士の業務を開始し、現在、消防署や消防出張所に配置された高規格救急車に救急救命士が乗り組み、24時間体制で活動しています。



● 救急救命士の沿革

平成 3 年 4 月	救急救命士法の制定
平成 5 年 7 月	京都市消防局における救急救命士業務の開始
平成 15 年 4 月	救急救命士施行規則の一部改正(平成 15 年 3 月)が施行され、包括的指示により救急救命士による除細動が実施可能となった。
平成 16 年 7 月	救急救命士法施行規則第21条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具の改正(平成 16 年 3 月)が施行され、気管挿管が実施可能となった。
平成 18 年 4 月	救急救命士法施行規則の一部改正(平成 17 年 3 月)が施行され、心臓機能停止状態の傷病者に対し薬剤投与が実施可能となった。
平成 21 年 3 月	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正(平成 21 年 3 月)が施行され、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が自己注射可能なアドレナリン製剤(商品名:エピペン)を交付されている場合、救急救命士による当該アドレナリン製剤を用いた薬剤投与が実施可能となった。
平成 26 年 10 月	救急救命士法施行規則の一部改正が施行(平成 26 年 4 月)され、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が実施可能となった。



■ AEDを使った救命処置の拡大

平成16年7月1日から、非医療従事者(医師、看護師、救急救命士以外の者)によるAED(自動体外式除細動器)の使用が認められました。心室細動による心機能停止状態になると、除細動の実施が1分遅れるごとに生存退院率が7~10%ずつ低下すると言われており、救急車の到着までに、その場に居合わせた市民によるAEDを含めた応急手当が非常に重要となってきます。平成17年度から従来の心肺蘇生法等にAEDの取扱いを加え、救命講習の受講を広く市民に参加勧奨し、いざというときに応急手当のできる人づくりに取り組んでいます。

救急車の配置器材

分 類	品 名
観 察 用	体温計 血圧計 聴診器 検眼ライト 生体情報モニター 携帯型血中酸素飽和度測定器 血糖測定器
呼吸・循環 管 理 用	手動式人工呼吸器 自動式心マッサージ器 携帯用人工呼吸器一式 電動式吸引器 経鼻・経口エアウェイ マギール鉗子 喉頭鏡 自動体外式除細動器 食道閉鎖式エアウェイ ラリングアルマスク 気管内チューブ 輸液セット アドレナリン ブドウ糖
創 傷 等 保 護 用	三角巾 滅菌ガーゼ 滅菌アルミシート 陰圧式固定具 頸部固定用副子 スクープストレッチャー ロングボード
保温・搬送用	ストレッチャー 毛布 ターポリン担架 ディスポシート 保育器
感染防止用	サージカルマスク, N-95 マスク ゴーグル シューズカバー 感染防止衣 車内消毒器 患者搬送用アイソレーター



携帯型血中酸素飽和度測定器



血糖測定器



手動式人工呼吸器



自動式人工呼吸器



携帯用人工呼吸器



電動吸引器



自動体外式除細動器



生体情報モニター



陰圧式固定具



スクープストレッチャー



ロングボード

救急活動件数

救急統計はこちら（年報）

救急統計はこちら

京都市救急教育訓練センター

文部科学省・厚生労働省令「救急救命士学校養成所指定規則」により、平成5年に救急救命士養成所として指定を受け、京都市救急教育訓練センターが開設されました。

平成25年には、厚生労働省に移設の承認を受け、より充実した救急教育・訓練の設備を有する京都市消防学校へ移設しました。

指定基準に従い、35名の受講生を収容する普通教室、実践的なシミュレーション訓練を行う訓練用救急自動車を配備した実習室、教育上必要な機械器具・模型標本、図書室及び視聴覚器材一式等が設備されています。また、医師を含む専任教員を配置するとともに、各医科大学、救命救急センター、医療機関から講師を派遣していただいています。

平成5年度から救急救命士の養成を開始し、平成29年度までに796名を養成したほか、救急課程(救急隊員資格取得教育)及び現任救急隊員教育の実施施設としての機能を果たしています。

医療機関との協調

関係医療機関と定例又は随時に協議を行い、救急救命士が24時間いつでも特定行為に対する指示を受けられる「京都救命指示センター」への医師の派遣をはじめ、傷病者の受入れ体制確保など、救急業務の円滑な実施について連携を深めています。

さらに、平成8年1月に京都府医師会と締結した「集団救急事故発生に伴う医師等の協力に関する協定」について、平成24年4月に祇園地域で発生した集団救急事故を踏まえて見直しを行い、医師の協力要請を迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えています。



救 助 体 制

火災をはじめ交通事故や水難事故から人命を救助する活動は、消防の最も重要な活動です。京都市においても、人命を損なう各種の災害に的確に対処し市民の生命を守るため、救助隊、救急隊、更には航空機隊等が相互に連携を強化し、一体となって日々、救助技術の練磨に努めています。

また、国内外で震災等の大規模な災害が発生した場合には、緊急消防援助隊や国際消防救助隊を派遣する体制をとっており、電磁波探査装置等の高度な救助用器材を装備しています。

救助体制

火災現場で逃げ遅れた人、交通事故により車両内に閉じ込められた人、列車事故により電車の下敷きになった人、工場等で作業中に機械に挟まれた人、集中豪雨等により倒壊した家屋の下敷きとなった人等の救出に備えて、救出活動に専従する6隊の救助隊と救助活動を兼務する6隊の消防隊に様々な救助用器材を装備させて市内の各消防署に配置するとともに、都市型災害に備えて大型はしご車やクレーン車等を配置し、市内各地域において直ちに即応できる体制をとっています。

さらに、より高度な救助能力を持つ本部直轄の本部救助隊（スーパーレスキュー）を配置しており、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等の高度探査装置やN B C災害に対応する特殊災害対策車、大規模災害、特殊災害時に他の関係機関と情報を共有し、活動の調整などを行う現地指揮本部や、現場指揮本部等として運用する災害現場指揮支援車、トンネル火災等において大型ブローア装置により濃煙や熱気排除を行うほか、救助事故等の際に高圧水流で様々な対象物に対して火花を出さずに鉄板を切断するウォーターカッター装置を搭載した特別高度工作車等を配置し、震災等の大規模災害やN B C災害など特殊で困難な救助活動にも対処できる体制を整えています。

国際消防救助隊

[国際消防救助隊はこちら](#)

人命救助救援協約締結団体

多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合等には、団体を挙げて救急救助活動に入れるようあらかじめ警備計画を樹立しているほか、特殊機械や技術等について民間協力団体と人命救助に関する協約を締結しています。

■ 協約締結団体

株式会社 日本サルベージ・サービス、社団法人 日本溶接協会京都府支部、京都地下水有限会社

救助用器材

■ 救助隊の主な救助用器材

器 材 名 称	用 途
三 連 は し ご	はしごを伸ばすことにより、建物の2、3階に逃げ遅れた人を救助する。
油 圧 式 ジャ ッ キ	油圧により最大20トンの力で重量物を持ち上げ救助する。
エンジンカッター	エンジン駆動によりカッターディスクを回転させドア等の切断を行い救助する。
大型油圧スプレッダー 大 型 油 圧 切 断 機	事故車両のドア等を最大7トンの力で開放し、28トンの力で切断し救助する。
マット型空気ジャッキ	空気圧でマット型のバッグを膨らませ最大60トンの重量物を持ち上げ救助する。

■ 本部救助隊（スーパーレスキュー）の主な救助用器材

器材名称	用 途
画 像 探 索 機	ＣＣＤカメラにより、地中の内部状況をモニターに映して生存者を探査する。
地 中 音 響 探 知 機	音響及び振動センサーにより地中の生存者の音を探査する。
電 磁 波 探 査 装 置	電磁波によりがれき等に生き埋めになった生存者の呼吸等の動きを探査する。
二酸化炭素探査装置	二酸化炭素やアンモニアを高感度で検知し、がれき下等の生存者を探査する。
水 中 探 査 装 置	水中の映像をモニターに映し出し、水中の行方不明者を探査する。
地 震 警 報 器	地震による初期微動を感知し、本震が到達するまでの時間を探知する。

■ 京丹後市土砂崩れ災害 （平成 18 年 7 月 19 日）

京丹後市長からの要請を受けて京都府広域消防相互応援協定に基づき、人命救助活動のために、梅雨前線の集中豪雨に伴う土砂崩れ現場へ本部指揮救助隊等を派遣したもので、電磁波探査装置や画像探索機等の高度救助資機材を活用し、要救助者の検索活動を実施しました。

◇ 電磁波探査装置



ライフディテクター



レスキュースキャン



◇ 画像探索機

簡易画像探索機



画像探索機Ⅰ型



[救助統計はこちら（年報）](#)
[救助統計はこちら](#)

航空体制

京都市消防航空隊の概要

所在地 伏見区横大路千両松町
京都消防ヘリポート

編 成 航空隊長以下 16 名
ヘリコプター 2 機
(ひえい号, あたご号)

体 制 24 時間運航体制



型式 諸元	エアバス・ヘリコプターズ式 AS365N3 ドーファン II
主要寸度	
最大全長	13,68m
ローター直径	11,94m
最大全高	3,80m
最大離陸重量	4,300kg
エンジン	ターボメカ社製アリエル 2C×2 基
最大出力	851 馬力×2 基
最大乗員乗客数	14 名
最大航続時間	3 時間 40 分
最大速度 (時速)	175 ノット (324 km)
装 備	ホイス、カーゴスリング、GPS 装置、 ウォーターバケット (545 ㍓)、拡声装置、 リペリング装置、自動操縦装置、計器飛行装置、 サーチライト、防振可視カメラ、赤外線カメラ、 ヘリテレビ電送システム、エアコン、TCAS (空中衝突防止装置)、機外消火用タンク (900 ㍓)、ワイヤーカッター (安全装置)、 動態管理システム、衛星電話、救助資器材

■ 任務

- ・火災、水難及び山岳遭難等の航空救助活動、救急活動
- ・自然災害や大規模災害等における上空偵察、消防隊等の誘導及び物資や消防装備等の空輸
- ・林野火災における上空からの情報収集と空中消火活動
- ・ヘリテレビ電送装置による災害現場映像の現場指揮本部及び消防指令センター等への電送、衛星地球局、ヘリサット (直接衛星通信システム) を利用しての国や他の地方公共団体への映像配信
- ・大規模災害発生時における緊急消防援助隊航空部隊としての活動



林野火災における空中消火活動



ヘリテレビ電送システム



緊要消防援助隊集結地 (熊本空港)

[消防航空隊の出動状況はこちら](#)

京都市消防航空隊の沿革

年	月	内容
昭和 47 年	3 月	京都消防ヘリポート完成
	4 月	消防航空隊発足,「きょうと号」配備
	7 月	ヘリコプターによる初めての救急患者搬送を実施
昭和 48 年	7 月	林野火災において初めての空中消火活動を実施
	9 月	「四都市消防航空相互応援協定」締結(京都, 大阪, 神戸, 名古屋)
昭和 63 年	2 月	ヘリポート, 管理棟, 格納庫の拡充整備
	4 月	「きょうと 2 号」配備(2 機体制)
		ヘリコプターテレビ電送システム運用開始
平成元年	12 月	「京都府広域消防相互応援協定」締結
平成 4 年	4 月	「あたご」配備(「きょうと号」後継)
		「きょうと 2 号」を「ひえい」に名称変更
		心電図電送システム運用開始
平成 7 年	1 月	阪神・淡路大震災に派遣(～3 月, 延べ 75 回)
平成 8 年	2 月	「近畿 2 府 7 県震災時等の相互応援に関する協定」締結
	4 月	「四都市消防相互応援協定」締結(京都, 大阪, 神戸, 名古屋)
平成 16 年	1 月	京都府と「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」締結
	7 月	緊急消防援助隊として福井豪雨災害に派遣
	10 月	台風 23 号被害に伴い京都府北部地域へ派遣
平成 17 年	4 月	新「ひえい」配備(「ひえい」後継機)
	4 月	兵庫県 JR 福知山線脱線事故へ派遣
平成 19 年	1 月	奈良県吉野郡土砂災害へ派遣
	3 月	能登半島地震へ派遣
	6 月	舞鶴市紡績工場火災へ派遣
	7 月	新潟県中越沖地震へ派遣
平成 20 年	4 月	救急救命士配置
平成 22 年	4 月	ヘリポート夜間灯火運用開始
平成 23 年	3 月	東日本大震災へ派遣
	8 月	総務省消防庁から無償使用制度により新「あたご」配備(「あたご」後継機)
	9 月	24 時間運航開始
		台風 12 号被害に伴い和歌山県へ派遣
平成 24 年	8 月	京都府南部豪雨に伴い宇治市へ派遣
平成 25 年	4 月	「あたご」ヘリサットシステム運用開始
平成 26 年	4 月	京北消防ヘリポート運用開始
平成 28 年	4 月	平成 28 年熊本地震へ派遣
平成 30 年	6 月	大阪府北部地震へ派遣

国際消防救助隊の派遣状況

国際消防救助隊の派遣状況



国際消防救助隊
ワッペン

京都市消防局では、海外において大規模な災害が発生した場合に消防機関の高度な資機材や技術を活用した捜索救助活動等を実施する「国際消防救助隊」に、11名の救助隊員を総務省消防庁に登録しています。

総務省消防庁は、国際消防救助隊を昭和61年の発足から現在まで、世界各地の被災地に20回派遣しており、京都市消防局はそのうち5回の派遣実績があります。



■ 台湾地震

平成11年9月に台湾中央部で発生した地震では、救助隊員4名（中隊長1名、隊員3名）を派遣しました。

地震発生日時	平成11年9月21日(火)2時47分(日本時間)
震源地／規模	台湾中央部付近／マグニチュード7.7 (米国地質調査所発表)
被害	死者2,375名, 負傷者10,002名
派遣期間	平成11年9月21日～9月28日 (8日間)
派遣先	台中県, 南投県, 台北直轄市及びその周辺
派遣人数	国際消防救助隊員46名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	8市町村(市・郷・鎮)の17現場で32回出動, 85カ所検索 8名発見, 7名救出 (生存者はなし)

■ アルジェリア地震

平成15年5月にアルジェリア民主人民共和国ブーメルデス県ゼンムリ市付近で発生した地震では、救助隊員2名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成15年5月22日(木)3時45分(日本時間)
震源地／規模	ブーメルデス県ゼンムリ市付近／マグニチュード6.7 (米国地質調査所発表)
被害	死者2,266名, 負傷者10,000名以上
派遣期間	平成15年5月22日～5月29日 (8日間)
派遣先	首都アルジェ東方約50kmのブーメルデス県ゼンムリ市内
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	ゼンムリ市内の6階建てホテル倒壊現場の捜索及び救助活動 6名発見, 6名救出(うち生存者1名救出)

■ モロッコ地震

平成 16 年 2 月にモロッコ王国アル・ホセイマで発生した地震」では、救助隊員 1 名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成16年2月24日(火)11時27分(日本時間)
震源地／規模	アル・ホセイマ／マグニチュード6.4 (米国地質調査所発表)
被害	死者628名, 負傷者926名
派遣期間	平成16年2月25日～3月1日 (6日間)
派遣先	モロッコ王国北東部ホセイマ付近
派遣人数	国際消防救助隊員7名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	タマント等の4地域を視察(救助活動サイトの確認)等

■ ニュージーランド南島地震

平成 23 年 2 月にニュージーランドクライストチャーチ市近郊で発生した地震では、救助隊員 3 名（小隊長 1 名，隊員 2 名）を派遣しました。



地震発生日時	平成23年2月22日(火)8時51分頃 (日本時間)
震源地／規模	クライストチャーチ市近郊／マグニチュード6.3(推定値)
被害	死者181名 (うち邦人28名)
派遣期間	第1次：平成23年2月22日～3月 3日 (10日間) 第2次：平成23年2月28日～3月 8日 (9日間) 第3次：平成23年3月 5日～3月12日 (8日間)
派遣先	ニュージーランド南島クライストチャーチ市
派遣人数	国際消防救助隊員33名 (第1次：17名, 第2次：8名, 第3次：8名)
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	倒壊したC T Vビルの捜索及び救助活動 国籍・身元不明の複数の遺体を発見

■ メキシコ合衆国地震災害

メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東付近で発生した地震では、救助隊員 3 名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成29年9月20日(水)3時14分頃（日本時間）
震源地／規模	メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東12km ／マグニチュード7. 1(推定値)
被害	死者369名，負傷者約8, 800名
派遣期間	平成29年9月21日～9月28日まで（8日間）
派遣先	メキシコ合衆国（メキシコシティー）
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の搜索及び救助活動
活動内容	メキシコシティーの3箇所（ブレターニャ，オブレゴン，トラルパン）の倒壊建物の搜索及び救助活動，1名を救出（生存者はなし）

消 防 の 通 信 施 設

消防指令システムと通信機器による災害対応

最新のコンピューターと通信技術を駆使し、119 番通報受付から出動隊の編成，出動指令，現場支援，災害の収束まで統括して処理する総合的なシステムです。迅速・確実な出動態勢を確保するとともに，あらゆる災害に対する消防対応力を高め，被害の軽減と救命効果の向上を図っています。



消防指令センター

消防指令システム

■ 主な特徴

● 災害の種別に応じた部隊を瞬時に編成

消防指令センターでは，消防車や救急車の位置や活動状況をリアルタイムに管理しており，119 番通報の位置情報を通知する装置や位置情報から地図を検索して災害地点を迅速に把握する装置などを設置し，各装置が連動しながら災害現場へ直近順に適切な部隊を出動させる自動出動指定装置を運用しています。これらは，119 番通報受信時に通報者からの通報内容を聴取中でも，出動部隊の指令を行うことができ，受信から出動までの時間の短縮を図っています。

● 消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有

消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有するため，車載端末装置や現場指揮支援システム等を活用しています。

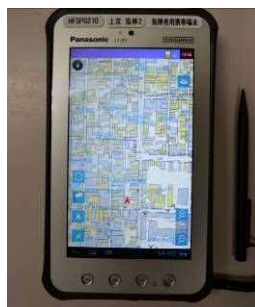
車載端末装置		出動中の部隊へ迅速な情報提供を行うため，指令情報や現場付近の地図，消防水利，建物の情報，病院情報などの情報を伝送することができ，消防車や救急車等に搭載しているもの。
現場指揮支援システム	指揮本部支援端末	災害現場指揮本部等において，安全で的確な現場活動を支援するため，消防指令センターや各指揮者との情報共有，消防ヘリコプターからの映像等の確認，各指揮者の活動を把握することができる端末を配備しているもの。
	指揮者用携帯端末	
	救急活動支援端末	救急病院の受入状況の確認・検索機能を有し，救急現場において，傷病者の観察結果を指令センターに送信することで，医療機関への搬送時間の短縮を図るため配備しているもの。端末には，外国人観光客に対応する多言語翻訳アプリも導入しているもの。



車載端末装置



指揮本部支援端末



指揮者用携帯端末



救急活動支援端末

■ 大規模災害時の対応

地震等の大規模災害が発生した際には、消防指令システムと大規模災害情報共有システム、即時災害情報収集システムが情報を集約するとともに、必要な情報を効果的に使用することで災害対応に役立てます。また、消防指令センター内の可動式パーテーションを開放し、隣接する指令作戦室と一体化するなど、通常災害から大規模災害対応へスムーズに移行することで、的確な活動方針等の作戦の立案、消防隊等の編成や重点配備を確保します。

大規模災害情報共有システム	多数の災害情報等を局本部と消防署所間で共有するシステムであり、共有する情報は項目ごとに担当部署へ送信され、対応状況がリアルタイムに更新される。
即時災害情報収集システム	局本部から発信する調査依頼メールを受けて、京都市内居住の消防職員が、携帯電話メールにより市内の被災状況等を局本部へ送信することにより、情報収集を行うことができるもの。



→
(大規模災害時)
可動式間仕切り
パネルを開放



■ 災害受信

119 番通報では、NTT の一般加入電話をはじめ、携帯電話、PHS、IP 電話から受信しています。

また、高齢者や身体に障害がある方等からの 119 番通報として、あんしんネット 119 や京都市 Web119、消防ファクシミリを活用し通報することもできます。

これらは、位置情報通知システムにより、通報時の住所や位置情報を消防指令センターのディスプレイに表示することができます。

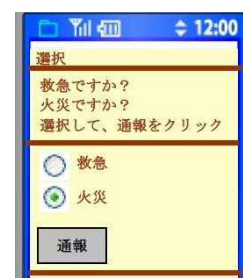


消防指令センター ディスプレイ

あんしんネット 119 (緊急通報システム)	高齢者や身体に障害のある方等が利用し、通報できるシステムで、機器のボタンを押すと通報できるもの。(本体ボタン、ペンダント型、枕元のそれぞれの押しボタンがある。)
京 都 市 W e b 1 1 9	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用し通報できるシステムで、観光等で京都市を訪れる聴覚障害者等も利用することができるもの。(GPS 機能付きの携帯電話からの通報については、通報者の位置情報が把握できる。)
消 防 ファ ク シ ミ リ	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が所定の様式を用いて、ファクシミリで通報できるもの。



緊急通報システム



Web119 通報画面

通信機器

■ 有線系設備

消防電話や一斉指令電話等は有線回線を使用し、消防指令センターや消防署所間等の通信を行っています。

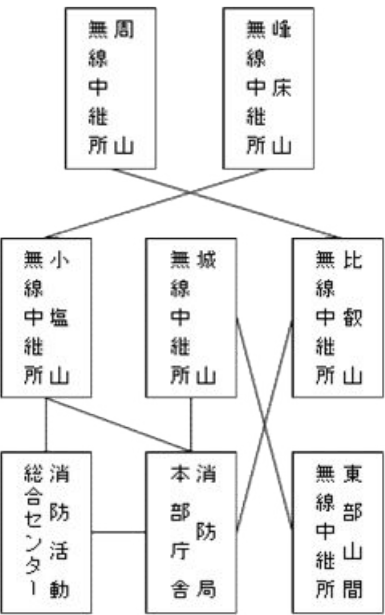
消 防 電 話	消防局と消防署所間及び消防署所相互間で日常業務等の通信を行うための電話で、消防局、消防署本署間は有線回線(3回線)で、消防出張所は有線回線(2回線)で通信を行っているもの。 ※ 消防局及び消防署は無線回線(3回線)も有している。
一 斉 指 令 電 話	消防指令センターから各消防署所へ音声による出動指令や、消防署所への駆け付け通報等があった際に消防署所から消防指令センターへ指令電話による災害受信連絡を行うもの。 消防局と消防署(本署・分署)及び消防出張所間については専用回線で通信を行っている。
業務 OA 系光回線	消防局と各消防署所間のネットワークを構築する回線で、データ指令、消防業務及び消防局のグループウェアに使用しているもの。
救 急 専 用 電 話	消防指令センターと救急告示病院との間で受入交渉等の必要な情報交換を行うもので、専用線(各病院1回線)で通信を行っているもの。

■ 無線系設備

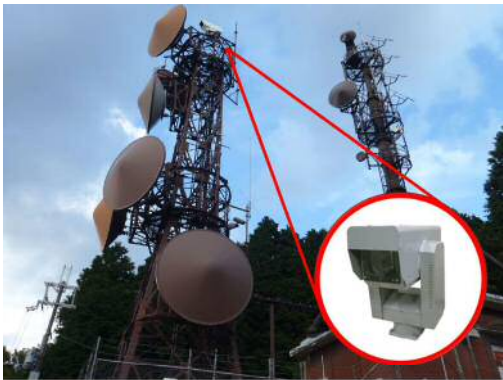
● 多重無線

消防局本部、消防活動総合センター及び各無線中継所を結ぶ多重無線ネットワークを構築しています。回線のループ化を図り、システム全体の信頼性を強化しています。

消防局・消防活動総合センター間通信回線	消防局本部と、大規模災害時に受援本部となる消防活動総合センターとの災害映像及び消防電話用回線として活用している。
消 防 救 急 無 線 接 続 回 線	無線中継所に設置している消防救急無線基地局の接続回線(アプローチ回線)として活用している。
高 所 カ メ ラ 映 像 伝 送 回 線	無線中継所に設置している高所カメラの映像伝送用回線として活用している。
防 災 行 政 無 線 接 続 回 線	防災危機管理室(行財政局)が運用する防災行政無線基地局の接続回線等として活用している。



多重無線ネットワーク図



無線中継所及び高所カメラ

京都市消防局	消防活動総合センター	比叡山
東部山間	小塩山	周山

高所カメラ設置箇所

● 消防救急無線

災害現場等で活用する消防救急無線は、消防車両等と消防指令センター間の指令管制や指揮情報用として、13 のチャンネルを使用しています。消防局本部庁舎の基地局に加え、東部山間無線中継所、周山無線中継所、峰床山無線中継所、比叡山無線中継所等にも基地局を設置し、ほぼ市内全域での無線通信が可能となっています。また、大規模災害等における他の機関との通信用として、4 つのチャンネルを実装しています。



活動波 1 ～ 9	京都市消防局の専用電波（主に消防用）
活動波 10 ～ 13	京都市消防局の専用電波（主に救急用）
主運用波 1	京都府内の他消防機関との共通の電波
統制波 1 ～ 3	全国の他消防機関との共通の電波

● その他の現場無線

署 活 動 用 無 線	火災等の災害現場内での隊員相互の情報連絡用として使用しているもの。 用例 隊員 A「放水はじめ」 → 隊員 B「了解」
防災相互通信用無線 （防災相互連絡波）	災害発生時に、自衛隊、警察等の防災関係機関が情報連絡を行うために設けられた無線（周波数）である。 ※ 防災相互連絡波（警察、自衛隊等防災関係機関との共通電波）
ヘリテレビ 電 送 用 無 線	消防ヘリコプターにテレビカメラを搭載し、カラー映像及び赤外線映像を消防指令センター及び災害現場指揮本部へ伝送するもので、映像用及び連絡用の電波を使用している。地震等の大規模災害、山林火災及び救助・救急事故等に出動し、迅速、的確な情報把握、消防活動の効率化及び災害の規模に応じた市民の避難誘導等に活用するもの。

■ 衛星通信

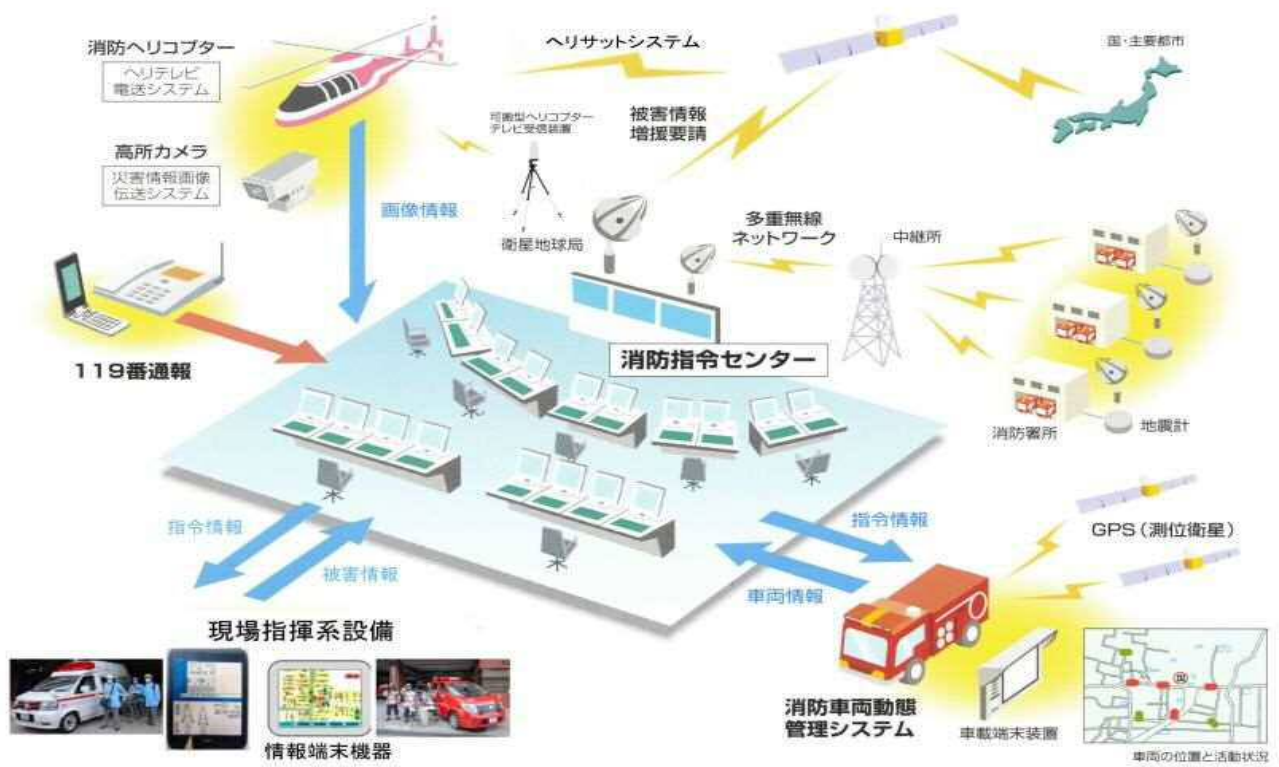
無 線 中 継 車	山岳等の消防用無線不感地域において無線中継車を活用し、災害現場と消防指令センター間を衛星回線ネットワークを使用して、無線通信を行うことができる。
ヘリサットシステム	ヘリテレビの映像をヘリコプターから衛星に直接送信することができるヘリサットシステム（ヘリコプター衛星通信システム）を設置している。山岳部等で電波が遮られることなく送信することができる。
航 空 無 線	消防ヘリコプターとヘリポート、消防指令センター、航空管制塔及び他の航空機との間において、運航上の情報連絡を行うことができる。
災 害 情 報 画 像 伝 送 シ ス テ ム	地震等の大規模災害発生時における高所カメラ等の災害状況映像を、地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用して総務省消防庁、京都府庁、他都市の消防本部へ送り、即時応援体制を確立するためのシステム。比叡山、東部山間、小塩山等の高所カメラやヘリテレビからの映像は、消防局屋上の衛星地球局から送信できる。



無線中継車



ヘリサットシステム



消防通信施設概要図

住宅防火の推進と火災予防の取組

住宅防火対策

消防局では、住宅火災の防止及び住宅火災による死傷者の減少を目指し、消防職員の住宅等への訪問や、町内会等を対象にした防火防災教育訓練などを通じて、市民生活の安全の確保に努めています。

■ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理

万一の火災に早く気づき、知らせる“住宅用火災警報器”は、全ての住宅の寝室・階段・台所に設置する必要があります。

市内では、住宅用火災警報器の設置が進むにつれ、火災を未然に防いだ事例や火災の被害を小さく抑えることができた事例が増加しています。

住宅用火災警報器の設置が義務となった平成 18 年から 10 年が経過したことから、交換を含めた設置後の適正な維持管理について指導するとともに、あらゆる機会を活用して未設置世帯（一部設置世帯を含む。）に対する粘り強い是正指導を行っています。

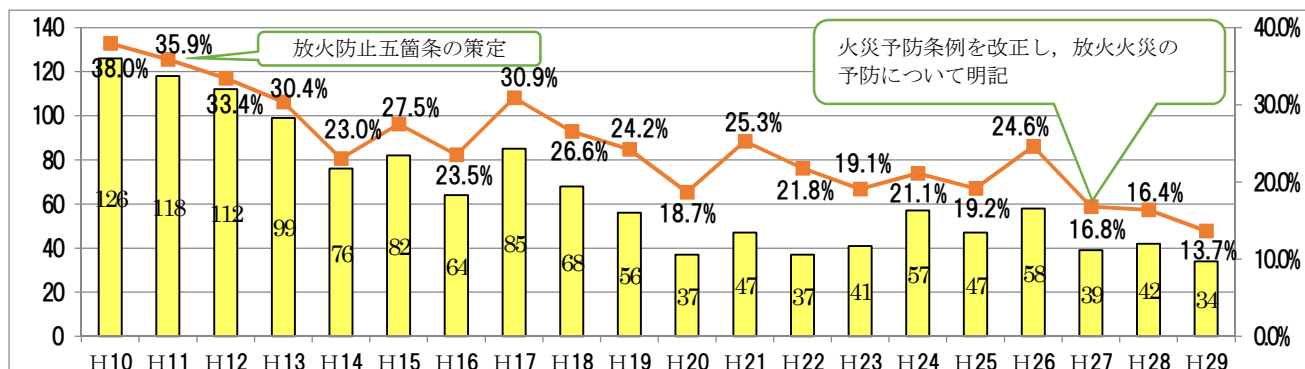
火災予防運動等

消防局では、春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動や各種の防火運動を実施し、市民の皆様に火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関や事業所等の協力を得て、防火・防災行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実施期間等
危険物安全週間	6 月第 2 週（日～土）
夏の文化財防火運動	7 月 12 日～ 7 月 18 日
秋の火災予防運動	11 月 9 日～ 11 月 15 日
年末防火運動	12 月 20 日～12 月 31 日
文化財防火運動	1 月 23 日～ 1 月 29 日
春の火災予防運動	3 月 1 日～ 3 月 7 日

放火火災対策



■ 放火防止五箇条

京都市において放火火災は昭和 51 年から平成 27 年まで 40 年連続で火災原因の第 1 位を占めていました。平成 28 年は、たばこ火災が第 1 位となりましたが、平成 29 年は、再び放火火災が第 1 位となりました。

なかでも平成 10 年には、全火災の 38%を占める 126 件の放火火災が発生したことから、翌年の平成 11 年には放火火災の防止のために市民が取り組む「放火防止五箇条」を策定し、実践を呼び掛けました。

その結果放火火災は連続して減少し、ピーク時の約 3 割まで減少するなど、大きな効果を上げました。

放火防止五箇条

- ① 家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ② 夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
- ③ 空き家、物置には鍵を掛けましょう。
- ④ 車やバイクなどのボディーカバーは、燃えにくい物を使いましょう。
- ⑤ 地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

■ 火災予防条例の改正

平成 27 年には、放火火災の更なる減少を目指し、市民が主体的に放火防止対策に取り組むこと及び放火防止五箇条を基にした具体的な実施事項を火災予防条例に新たに規定しました。

平成 28 年からは、改正火災予防条例に基づき、①11 月 11 日の放火火災予防デーにおける一斉啓発②放火防止特別警戒の実施③放火対策プロジェクトの推進を三本の柱として取り組んでいます。

京都市火災予防条例（抜粋）

第 6 章の 4 放火による火災の予防

第 5 4 条の 1 3 市民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、前項の責務を果たすため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。
- (2) 建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
- (3) 夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
- (4) 放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。
- (5) 放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。
- (6) その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

屋外イベント等における露店指導の状況

平成 25 年 8 月，福知山市で開催されていた花火大会で発生した火災により，多数の死傷者が発生したことを踏まえ，京都市では火災予防条例を改正し，大規模な屋外での催しの主催者等に対し，防火担当者の選任，火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど，露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。

■ 火災予防条例の規定内容

項 目		規定内容
露店等開設の届出		祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者が集まる催し（以下「催し」という。）において，対象火気器具等*を使用する露店等を開設する場合，所轄消防署長への届出義務 (対象火気器具等：ガスコンロ，カセットコンロ，携帯発電機，石油ストーブ，ホットプレートなど)
消火器の準備		催しの実施に際して，対象火気器具等を使用する場合は，消火器を準備
屋外での大規模な催しにおける防火管理	催しの指定	消防長は，次の要件のいずれかに該当する催しで，火災発生時に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるものを指定催しとして指定 ①露店等の数がおおむね 100 以上の規模 ②指定区域（喫煙，たき火等が制限される区域）を有する文化財社寺等の敷地内で，露店等の数がおおむね 50 以上の規模
	指定催しの防火管理	①防火担当者の選任 ②火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び当該計画に基づく業務の実施 ③上記②の計画の所轄消防署長への届出（開催日の 14 日前まで）
	講習受講の義務	指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする者に対する，火災予防上必要な講習の受講義務
罰 則		指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画を届け出なかった者は，30 万円以下の罰金

※ 下線部分は京都市独自の取組

[住宅火災・予防関係の統計はこちら](#)